

参議院の選挙制度

総務委員会 専門員

たかやま たつお
高山 達郎

参院が創設されて今年が 60 年になる節目の年である。この間、参院は第二院としての役割、機能等をめぐって、常にその在り方が問われ続けてきたと言える。

その中であって、安倍内閣発足後初の国政選挙となった第 21 回通常選挙が 7 月 29 日に行われ、改選後の議席は民主党が第一党となり、与野党の勢力が逆転した。これで国会は、自民・公明両与党が三分の二以上を占める衆院と、いわゆるねじれ状態となり、参院の動向がこれまで以上に注目される状況となった。本格的な論戦を控え、国会の活性化に役立てられるのか、それとも政治の混迷が生じてしまうのかという両極端の見方が早くも出されているが、憲法が直接選挙による二院制を採っている以上、このような事態は起こりうるわけであり、それ程驚くことではないとも言える。

大事なことは、衆参の選挙結果に示された民意の相違を各政党がどのように捉え、国会に負託された権能をいかに行使していくかである。合意形成に向けた徹底した協議と、参院の存在意義をより高める国会運営の進め方が、従前にも増して期待されていると云ってよいであろう。

ところで、参院選は改選数 1 の選挙区選挙の動向が常に注目されているが、今回もその 1 人区の結果が、与野党の明暗を分けた。地域代表としての性格をより強く有する 1 人区は、創設時の 25 から 29 に増えている。定数較差解消等の手段として、改選数 2 の人口の少ない選挙区から再配分を行っているからである。

選挙制度論から眺めると、改選数 1 の選挙区は小選挙区制の多数代表制であり、改選数 2、3、5 の選挙区は旧中選挙区に近い少数代表制と云ってよいであろう。加えて、全国単位の比例選挙があり、これは正に比例代表制である。我が国は昔から「選挙制度のデパート」とも言われてきたが、参院だけで 3 つの選挙制度が混在していることになる。改選数 5 の東京都の場合、5 つの小選挙区に区割りして行かうかしないと、1 人区の多数代表制と性格の違う選挙をしていることになる。国民の民意が問われる国政選挙は、その選挙結果がその後の政治の流れを大いに左右するだけに、同じ選挙区選挙の中での制度の混在は、民意の反映に際しての整合性という点で、その合理性に問題がないとは言えない。

一方、選挙区の 1 票の最大較差は、今回から 4 増 4 減の改正がなされたものの 4.83 倍となっており、その是正に向けた抜本的な検討が喫緊の課題となっている。選挙権の投票価値の平等は、判例通説が示すように国民の重要な基本的権利であり、その実現を図っていかなければならないが、選挙制度の改正はこれまでの沿革、制度上の制約等もあって、検討すればするほど難しい問題である。選挙区の制度はこれまで、地域的利益、半数改選制及び人口比例の 3 要素の均衡が重視されてきたが、人口の偏在と変動により、そのバランスはもはや崩れていると云ってもよい。参院の在り方にふさわしい、公正かつ効果的な代表を選出する選挙制度の再構築も、60 年を経過した参院の大きな宿題となっている。